

水道メーターバーター購入
共通仕様書

この表紙を除く枚数（2枚）

水道メーターバーター購入の入札にかかる共通仕様書

水道メーターバーター購入にかかる8件の入札の物品は、次のとおりとする。

- 鉛基準値は給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第138号、平成15年4月1日施行）に基づくものとする。
 - (1) φ13mm用単箱乾式デジタルメーター (パッキン3枚付き)
 - (2) φ25mm用複箱乾式デジタルメーター (パッキン3枚付き)
 - (3) φ40mm用縦型ウォルトマンデジタルメーター (パッキン2枚付き)
 - (4) φ50mm用各社型縦型ウォルトマンデジタルメーター
(フランジ式、パッキン2枚付き、ステンレス製ボルトナット8組)
 - (5) φ75mm用各社型縦型ウォルトマンデジタルメーター
(フランジ式、パッキン2枚付き、ステンレス製ボルトナット8組)
 - (6) 電子式φ50mm用各社型縦型ウォルトマンデジタルメーター
(カウンタ付き、コード延長15m、フランジ式、パッキン2枚付き、ステンレス製ボルトナット8組)
 - (7) 電子式φ75mm用各社型縦型ウォルトマンデジタルメーター
(カウンタ付き、コード延長15m、フランジ式、パッキン2枚付き、ステンレス製ボルトナット8組)
 - (8) 電子式φ100mm用各社型縦型ウォルトマンデジタルメーター
(カウンタ付き、コード延長15m、フランジ式、パッキン2枚付き、ステンレス製ボルトナット8組)

- 納入者は、生駒市水道事業から発注を受けた水道メーターの新品を納入するとともに、納入したものと同口径の使用済み水道メーターを水道事業から同数引渡しを受け、これを持ち帰るものとする。ただし、納入する水道メーターは、特定計量器検定検査規則（平成5年10月26日通商産業省令第70号）に基づく検定に合格した日より起算して10日以内のもので、計量法（平成4年5月20日法律第51号）第72条に規定する検定証印又は計量法第96条に規定する基準適合証が付されたものでなければならない。

なお、納入する水道メーターの検定は当該納入月に実施するものとする。

- φ13mm、φ25mm及びφ40mmの水道メーターに使用する素材は下記のいずれかを用いるものとする。
 - ・エコプラス：メーターケース（ボディ）は、塗装無しとし、蓋のみ青色系統（旧日本水道メーター工業会番号 JWMM00-A03）のものを用いる。
 - ・ビスマス青銅：メーターケースは、塗装無しとし、蓋のみ紫色系統（旧日本水道メーター工業会番号 JWMM00-A05）のものを用いる。

- 納品する水道メーターは、日本工業規格の新基準（JIS B 8570-1及びJIS B 8570-2）に適合したものとする。

- 納品する水道メーターは、各社修理可能で、現在使用している水道メーターと互換性のある形状及び寸法とする。
- 納品する水道メーターは、メーターケースの上部（計量水量の表示部）が回転しないものとする。
- 水道メーターの計量水量の積算表示について、 m^3 の単位の表示桁数は、 $\phi 13mm$ 及び $\phi 25mm$ については4桁、 $\phi 40mm$ については5桁、 $\phi 50mm$ 、 $\phi 75mm$ 及び $\phi 100mm$ については6桁とする。
- 記号及び番号の打刻は、メーターケース及び蓋とし、生駒市水道事業が別途指定するものとする。
- 有効期間ラベルは、蓋の裏側に容易にはがれないよう貼り付けるものとする。
- 製造に関し、特許等に抵触するものがあるときは、納入者の責任において処理しなければならない。
- 納入場所及び納入時期は、生駒市水道事業が別途指定するものとする。
- 水道メーターごとの購入予定数は、次のとおりとする。ただし、これらの数は、最低発注個数を保証するものではない。

(1) $\phi 13mm$ 用単箱乾式デジタルメーター	280個
(2) $\phi 25mm$ 用複箱乾式デジタルメーター	61個
(3) $\phi 40mm$ 用堅型ウォルトマンデジタルメーター	15個
(4) $\phi 50mm$ 用各社型堅型ウォルトマンデジタルメーター	14個
(5) $\phi 75mm$ 用各社型堅型ウォルトマンデジタルメーター	3個
(6) 電子式 $\phi 50mm$ 用各社型堅型ウォルトマンデジタルメーター	2個
(7) 電子式 $\phi 75mm$ 用各社型堅型ウォルトマンデジタルメーター	5個
(8) 電子式 $\phi 100mm$ 用各社型堅型ウォルトマンデジタルメーター	2個
- 水道メーターの納入に当たっては、慎重に取り扱わなければならない。
- 契約は一個当たりの単価契約とする。
- 契約期間は契約締結の日から令和7年3月31日までとする。